

発議第7号

遊佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び遊佐町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年9月22日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

提出者 遊佐町議会議員 遊佐 亮太

賛成者 遊佐町議会議員 那須 正幸

同 土門 治明

同 森谷 敏

同 伊原 ひとみ

(別紙)

遊佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町議会委員会条例の一部を改正する条例

遊佐町議会委員会条例(昭和63年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条中第2項を削り、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第7条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第13条の次に次の1条を加える。

（開会の特例）

第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。

（1） 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2） 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によつて出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない

い。

- 3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条第1項中「委員会」の次に「（第13条の2第1項の規定により開会するものを除く。）」を加える。

第22条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第26条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第26条の2第3項中「第26条」を「前条」に、「文書」を「文書等」に改める。

第27条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

議会に係る手続きのオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うため、提案するものである。